

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成17年11月 2日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「仮称リサイクルパークあさお建設事業」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市 川崎市長 阿部 孝夫 川崎市川崎区宮本町1番地
	指定開発行為の名称	仮称リサイクルパークあさお建設事業
	指定開発行為の種類	・都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為） ・廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか （区域面積：約5.5ha）
	指定開発行為の目的	一般廃棄物処理施設の新設
	指定開発行為の内容	・ごみ焼却処理施設面積 約9,600㎡ ・粗大ごみ処理施設面積 約3,000㎡ ・リサイクル施設面積 約3,000㎡ ・処理能力 ごみ焼却処理施設 450t / 24時間、粗大ごみ処理施設 55t / 5時間、リサイクル施設 92t / 5時間
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成19年度 完了予定：平成26年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成17年11月 2日（水）から 平成17年12月16日（金）まで （土曜日、日曜日等閉庁日は除く、ただし川崎市ヨネッティ-王禅寺は毎週水曜日の休館日のみ除き、町田市三輪センターは第三水曜日の休館日のみ除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで （横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで）
	縦覧場所	川崎市：宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所、多摩区役所生田出張所、麻生区役所、ヨネッティ-王禅寺、川崎市役所（環境局環境評価室） 横浜市：青葉区役所、横浜市役所（環境創造局環境影響評価課） 町田市：三輪センター、境川クリーンセンター（環境保全課）
	意見書の提出	・縦覧の条例準備書に、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】提出期限：平成17年12月16日（金） （郵送の場合は、平成17年12月16日消印有効） 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先 （意見書提出先）	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm